

幻想としての自由意志と責任の帰属可能性

柴田正良（金沢大学）

一 最近の心の哲学においては、存在論的な枠組みが物理主義に取られることが多い。つまり、心的現象の理解に関する最近の多くの論争は、デカルト的な二元論と物理的な一元論の間ではなく、非還元的物理主義と還元的物理主義の間でなされていると言ってよいであろう。本発表で、私は、非還元的物理主義の立場に身を置くことにする。非還元的物理主義のテーゼは、①物理的実体一元論、②（心的性質と物理的性質の）性質二元論、③心的性質の物理的性質へのスーパーヴィーニエンス（付随性）、等のテーゼから成り立っている。

二 非還元的物理主義がこの世界において偶然的真理であることの論証、つまり「現実世界とは非還元的物理主義が真であるような可能世界群の中の一つである」ということの論証が、間接的な説得以上の直接的な形でできるとは考えていないが、本発表では、そうした物理主義が正しいことを前提とする。すると、物理主義の内包するテーゼの一つ、「物理的世界の因果的閉包性」から、いかなる行為もその生起が物理因果的に決定されたものとなる。その議論は大略以下のようなになる。

因果的閉包性のテーゼは、「いかなる物理的出来事にもそれを引き起こすのに十分な物理的出来事（原因）が存在する」と主張する。したがって、行為も物理的出来事である以上、それを引き起こす十分な原因（おそらく脳内の出来事）が存在する。もしその物理的原因ではなく、物理因果的決定性から逃れた「自由意志という出来事」によって引き起こされることが自由な行為にとって必要なら、自由な行為は、常に、それを引き起こすのに十分な2つの原因を持つことになる。しかし、これは、通常のあるふれた自発的・意図的行為のほぼすべてが因果的に過剰決定されていることを意味する。しかし、原因による結果の過剰決定は、あるとしても極めて希である。それゆえ、因果的な過剰決定を常に招いてしまう、原因としての「自由意志という出来事」の想定は維持しがたい。したがって、「自由意志という出来事」は存在しないか、あるいは存在するとしても行為に先立つ因果的な原因（もしくはその一部）と同一である。なお、ここで、物理的出来事と同一と見なされた場合の「自由意志という出来事」の心的性質（「ビールを飲もうという意図をもつ」という性質）と、その当の物理的出来事の物理的性質（「脳神経的なある活性化パターンとなる」という性質）が同一であると主張されるか否かにしたがって、還元的物理主義と非還元的物理主義が分かれる。しかし非還元的物理主義の場合でも、心的性質は物理的性質にスーパーヴィーンする。したがって、われわれの世界の物理的出来事の推移が法則的であるとき、いかなる行為もいかなる心的出来事も、先行する物理的出来事によって因果法則的に決定されたものとなる。それゆえ、もし自由意志の意味を「物理的決定性からの意志の離反」とするならば、その限りでの「自由意志」は存在しない。その限りでの「自由意志」は幻想である。

例えば、そのような自由意志のポイントを、過去にすでになされてしまった行為に関して「直前のすべての物理的条件が同じでも、他のようにはなしえた **could have done otherwise**」と表現するならば、真相はまさに、「行為者は、その場合、他のようにはなしえなかった」ということになるであろう。これを、「古典的な意味での自由意志」は幻想であるとすることにする。

他方、物理的出来事の推移がまったく非法則的（ランダム）であるなら、意志の出現もまたまったく非法則的（ランダム）であり、自由意志は、その際の物理的出来事の出現が理解しがたいのとまったく同程度に、われわれにとって理解しがたい「突発的出来事」となるであろう。したがって、この場合、行為の意志は先行の関連した理由や動機とまったく無関係に出現しうることになり、「古典的な意味での自由意志」という概念の内実をこれが与えないのは明らかである。

三 したがって、もし行為者への責任帰属の根拠が「古典的な意味での自由意志」の存在と活動にあるならば、行為者に対する行為責任は問えないことになる。さらに、もし行為者に責任を問うことが無意味であるならば、倫理的・道徳的な意味での罪の概念は空洞化し、それに基づく法律上の罪と罰のシステムも崩壊の危機に瀕するであろう。しかし、「古典的な意味での自由意志」が概念的に空虚なものであるとしても、行為者に責任を帰属させることは可能ではないだろうか。その一つの可能性に、責任概念の何らかの自然化がある。ここで言う「自然化」とは、責任概念およびその根拠を自然的な存在に少なくともスーパーヴィーンするものとして〈見出す〉、もしくは〈作り替える〉ことであるが、その場合のポイントは、責任概念およびその根拠がどれほど自然的な性質もしくは法則に「きれいに」スーパーヴィーンするのか、という点である。

四 還元的であれ、非還元的であれ物理主義を受け入れれば、すべての心的出来事（例えば、「ある人物がある時刻にある特定の意図をもつ」という出来事）は、何らかの物理的出来事（例えば、「ある脳がある時刻にある特定の活性化パターンとなる」という出来事）と同一である。さらに出来事の同一性と物理的性質の存在論的優位性ゆえに、少なくとも、「ある特定の意図を持つ」というような心的性質は「ある特定の活性化パターンとなる」という物理的性質にその時点において付随して生起するのであるから、「古典的な意味での自由意志」ですらも、それを実感しているという個々人の心的状態としては脳プロセスに付随して生起しているということができる（事例トークンの依存性）。しかし、そのようなそのつどの個々人の「幻想」「思い込み」の生起に責任の根拠を安定的に求めることができるであろうか。他方、そのような個別のトークン的な依存関係ではなく、責任概念と自然的性質タイプとの間にスーパーヴィーニエンスが成立するのであれば、責任概念の自然化は「きれいに」行われることになるであろう（性質タイプの還元）。つまり、この場合、責任は、ある種の自然的性質に近いものとなるか、あるいは自然科学的法則の組み合わせによって

余すところなく説明されるものとなるであろう。しかし、このような「きれいな」スーパーヴィーニエンスは、責任だけでなく、行為概念どころか倫理的概念一般に望みえないのではないか、というのが発表者の予想である。

五 本発表では、(1) 因果的閉包性を根拠に「古典的な意味での自由意志」が幻想であることを先のような仕方で論じ、その後(2) それにもかかわらず行為者に責任を帰属する可能性を模索する。その際、候補としてあげられる幾つかの方向性、例えば、「反実仮想を行う能力を行為者が持っているかどうか」とか、「行為者の行為が合理的なものであるかどうか」とか、「自由の意識をもってなされる意図的行為が脳過程として実現しているかどうか」といった提案の根拠を検討する。例えば、われわれが行為者の責任を問題にするとき、前提になっているのは、実は「古典的な意味での自由意志」というよりも、行為理由と行為の間の素朴心理学的な合理的結びつきである。もしこの合理的結びつきが心神喪失の場合のように崩壊するか、アクラシアの場合のように歪められれば、われわれは行為者に責任を帰属することをためらうであろう。逆に、もし行為者がその行為をなそうとしない場合でもデーモンが彼の意図を操作する結果、彼はやはり「他のように行為しえなかった」とであろうというような(フランクファート風の)状況設定においても、彼が進んで実際にその行為をなした場合にはわれわれは彼にふつう通り責任を問うであろう。また同様に、殺害の意図を自分が抱いたことが恐ろしくなって指が震えた結果、銃の引き金を引いてしまい、当初の意図を凶らずも実現してしまうような逸脱因果(deviant causation)の場合でも、それが理由と行為との「自然な」結びつきではないという理屈で、彼をまったくの無罪放免とするであろうか。むしろ、この場合、われわれは彼の指の震えを胃の痙攣や脳溢血のように彼の身に降りかかった単なる偶然事と見なすよりは、殺害の合理的理由としての「殺害の意図」が引き起こした副次的結果と見なし、おそらく、彼に責任の連鎖を負わせようとするであろう。したがって、責任の帰属可能性を、「行為理由を合理的に再構成できる(行為者が行為を正当化でき、他人がその行為を説明できる)」ということに求めることは有望な道であるように思われる。そして、この「合理的再構成」がうまく自然化できるなら、〈責任〉は物理的世界の中に確かな位置を占めることができるだろう。

しかし、私は、以上のような提案を物心の出来事同一性、および物理的世界への心的性質のスーパーヴィーニエンスの観点から捉え直した上で、決定的な議論はまだ与えることはできないものの、(3) 責任概念のみならず、倫理および道徳的な概念システム全体を物理的世界へ性質タイプの的に還元することはできない、という見込みを述べたいと思う。まず責任の自然化に関して、最大の問題は、(i) 心的概念が捉える限りでの心的現象は、行為者の脳プロセスにローカルにスーパーヴィーンしないということである。これは、自然的現象としての心的現象(例えば、素朴心理学などによって概念化される以前の意図や欲求や意識やクオリア等)が脳のプロセスにスーパーヴィーンすることとは、厳密に区別されなければならない。前者が行為者の脳プロセスにローカルにスーパーヴィーンしない理由の一つ

は、心的概念の内容が外在主義的に与えられる点である。パトナムの双子地球の例が示すように「意味は頭の中にある」のだとすれば、行為者の脳の中をいかに神経科学的に明らかにしても、行為を導く信念内容の意味を脳の神経科学的記述から決定することはできない。さらに、素朴心理学的な責任概念だけでなく、心的なものといかなる概念も物理的概念に還元できないという論点は、デイヴィッドソンの主張する「心的なもの非法則性 **anomalism of the mental**」が与える。また、認知理論としてのコネクショニズムが正しければ、「信念・欲求・行為」という素朴心理学の基礎概念がそもそも誤った概念であり、消去されるべきものであるが、その代わりにコネクショニズム心理学が脳プロセスにローカルにスーパーヴィーンする「責任帰属を可能とする科学的な心理概念」を構成しうるのかどうかは保証の限りではない。というのも、(ii)合理性そのものが物理的な因果性の中に対応物を持たないという限りで、合理性は因果性に還元不可能と思われるからである。また合理性は、クワインの理論改訂の議論において明らかなように文脈可感的な全体論的現象であり、そのことはこの場合に、行為の合理性が行為者の脳内の物理的出来事にローカルにスーパーヴィーンするのではなく、行為の合理的解釈のためには行為者自身の主張にもかかわらず、解釈者の脳内の出来事とその環境、プラスそれら全体を解釈する第三の解釈者の脳内の出来事とその環境、プラス第四の解釈者の脳内の出来事とその環境・・・というように、次々とそのスーパーヴィーニエンスの基盤を拡張しなければならない場合がある、ということの意味している。それは、簡単に言えば、行為者の同じ行為の持つ道徳性そのもの(例えば、行為の善悪という性質そのもの)が、解釈者ごとに次々に変わりうるということである。言い換えれば、行為の善さは、解釈者による「善い」という判断としては実在的だが、〈善さそのもの〉は実在的ではない。

したがって、合理性が物理的事象に還元もされず、ローカルにスーパーヴィーンもしないのであれば、責任概念を含めた倫理および道徳全体の「きれいな」自然化は不可能である。したがってここから、倫理および道徳全体が、われわれの創作的な概念システムであり、究極的な正当化の根拠をわれわれの〈選択〉以外には持ちえないことが結果する。これは、「である」から「べし」は導きえないという主張の物理主義的ヴァージョンである。とはいえ、われわれ以外の根拠をもたないその〈絶対的な選択〉にも賢明なものと思ふものがあるなら、倫理および道徳は「文字通りに何でもよい」わけではないであろう。そこで最後に、そのようなわれわれの〈選択〉において検討されるべき条件について考えてみたい。そのような考察の一つの導きとして、心神喪失・心神耗弱における責任帰属の問題があると思われる。ここで私は、法的責任と道徳的責任を区別した上で、(α)連続性テーゼと(β)恣意性テーゼを提案したい。(α)は〈法的な責任帰属〉の根拠を「物理因果的な原因としての行為」によって与えるに当たり、正常な行為(／脳プロセス)と異常な行為(／脳プロセス)、合理的な行為と非合理的な行為の連続性を主張する。したがって、ここから、心神喪失者の行為といえども何らかの法的責任が問われることが帰結する。(β)は、〈道徳的な責任〉に関して、その根拠が自然化可能な「である」によっては正当化しえ

ない、われわれの〈究極の選択〉にあることを意味する。それゆえ、ここからは、法的な責任概念と道徳的な責任概念のズレが原理的にありうることが帰結する。さらに、私は、まったく未熟なこのアイデアの延長線上に、〈「古典的な意味での自由」なき自由至上主義 libertarianism〉をわれわれの道徳的システムの大枠とすることを提案したい。すなわち、(γ)他者危害原則を犯さないいかなる行為も道徳的に許される。

参考文献

- 河島一郎 [2007], 「責任の自然化と神経科学」UTCP 研究論集第八号『神経倫理』、東京大学 21 世紀 COE 「共生のための国際哲学交流センター」、pp.69-83
- 近藤智彦 [2008], 「脳神経科学からの自由意志論」『脳神経倫理学の展望』(信原幸弘・原塑編)、勁草書房、pp.229-254.
- 鈴木貴之 [2008], 「脳神経科学から見た刑罰」『脳神経倫理学の展望』(信原幸弘・原塑編)、勁草書房、pp.255-281.
- 柴田正良 [2000], 「あれかこれか----行為の因果説と心の非法則性」『哲学』第五一号、pp.1-16.
- [2001], 「エピローグ----クオリアと善悪」『ロボットの心』七章、講談社現代新書、pp.220-243.
- [2003], 「素朴心理学が静かに消える日」『心の科学と哲学』(戸田山和久・服部裕幸・柴田正良・美濃正編)、昭和堂、pp.117-143.
- [2008], 「機能する感情・幻想する感情」『心／脳の哲学』(飯田隆・他編)、岩波書店、pp.153-176.